

## 資料3

H28.9.16 生活困窮者自立支援制度  
全国担当者会議

# 労働行政における 関係制度の見直し等について

本資料では、以下の労働行政における関係制度の見直し等に関して生活困窮者自立支援制度担当者にご留意いただきたいポイントについて情報提供を行う。

1. 雇用対策における国と地方の連携の抜本的強化
2. 雇用保険の適用拡大
3. 生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置の創設  
(平成28年度第二次補正予算案)

# 1 (1) . 雇用対策における国と地方の連携の抜本的強化 (職業安定法の見直し関係)

## ポイント

- 第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による職業安定法の改正により、「地方版ハローワーク」の制度が創設。(平成28年8月20日施行)地方公共団体が無料職業紹介を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制の緩和により、地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。
- 生活困窮者には、本人や家族等に就労を制約する様々な事情があることが多く、ハローワークによる支援の他に、地方公共団体が無料職業紹介事業により本人の状態に合った求人開拓(求人内容や就業時間等のアレンジ等を含む)を行う等のオーダーメイドの就労支援が必要な者が存在するため、今回の見直しを踏まえ、無料職業紹介事業の実施を積極的に検討いただきたい。

※ 地方版ハローワークは、地方公共団体が自ら無料職業紹介事業を行うものをいう。このため、自立相談支援事業を民間の事業者へ委託する場合でも、無料職業紹介事業は地方公共団体が自ら行うことで、地方版ハローワークの制度の活用は可能。具体的な運用については都道府県労働局にご相談いただきたい。なお、無料職業紹介事業も民間の事業者へ委託する場合には、地方版ハローワークではなく、職業安定法上の各種の規制・監督の対象となる。

# 1 (2) . 雇用対策における国と地方の連携の抜本的強化 (雇用対策法の見直し関係)

## ポイント

- 第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による雇用対策法の改正により、国と地方公共団体の連携を強化するため、雇用対策協定の締結や雇用施策について同一施設での一体的な実施による連携等を法定化。(平成28年8月20日施行)
- 生活困窮者に対する就労支援においても、生活保護受給者等就労自立促進事業(ナビ事業)による常設窓口を福祉事務所等に設置することにより、同一施設で一体的な就労支援を実施することが可能であるため、今回の制度改正の趣旨も踏まえ、常設窓口の設置について都道府県労働局に要望いただく等のご検討いただきたい。

## 2. 雇用保険の適用拡大について

### ポイント

- 雇用保険制度は、雇用保険の被保険者が退職した場合において、失業中の生活を心配せずに仕事を探し、再就職できるようにすることを目的とした制度。
- 今般、雇用保険法等の一部を改正する法律により、雇用保険法が改正され、65歳以降に新たに雇用される者も雇用保険の適用の対象となる。(平成29年1月施行)

※ ただし、保険料徴収は平成31年度分まで免除。

- このため、平成29年1月以降は、65歳以上の者の相談を受けた際に、離職して求職活動を行う場合に支給される高年齢求職者給付金等が受給できる場合があるため、相談者からの聞き取りを踏まえ、受給が可能と考えられる場合には所管のハローワークと連携して本人に必要な支援を行っていただきたい。

### 3. 生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する 助成措置の創設について（平成28年度第二次補正予算案）

#### ポイント

- 今般、生活困窮者を含む生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、ハローワークや特定地方公共団体<sup>（注）</sup>、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対する助成措置の創設が平成28年度第二次補正予算に盛り込まれている。
- 本助成措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり、詳細については追って情報提供する。

（注）地方版ハローワークを運営している地方公共団体

# 參考資料

# 1. 雇用対策における国と地方の連携 の抜本的強化関係

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(ハローワークに係る地方分権について)の概要

## 概要

ハローワーク利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな制度を構築する。

## 職業安定法の改正

**地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和**

- ① 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の届出を廃止。民間事業者と同列に課されている規制(職業紹介責任者の選任等)や国の監督(事業停止命令等)の廃止。
- ② 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置づけ。
- ③ 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合には、国のハローワークの求人情報及び求職情報のオンライン提供を法定化。

## 雇用対策法の改正

**国と地方公共団体の連携を強化するため、雇用対策協定や地方公共団体の要請を法定化**

- ① 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する旨を法律に明記。
- ② 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
  - ※ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
  - ※ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。



# 職業安定法の改正について

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和し、地方公共団体が地域事情に応じた創意工夫により無料職業紹介を実施できる体制を整備する。

## 現 行

### 【職業安定法】

○ 地方公共団体が無料職業紹介を行う場合、職業紹介事業者として以下の規制が課される。

- ① 事業開始・廃止の届出
- ② その他各種規制
  - a) 国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査
  - b) 事業停止命令
  - c) 改善命令
  - d) 職業紹介責任者の選任
  - e) 帳簿の備え付け
  - f) 事業報告書の提出
  - g) 名義貸しの禁止
  - h) 性別等による差別的取扱の禁止
  - i) 労働条件等の明示
  - J) 個人情報の適正管理
  - k) 適格紹介
  - l) 労働争議への不介入
  - m) 取扱職種の範囲等の明示
  - n) 守秘義務

### 【閣議決定】

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日)  
「平成26年の地方からの提案等に対する対応方針」(平成27年1月30日)

- ハローワークの求人情報のオンライン提供(平成26年より実施)
- ハローワークの求職情報のオンライン提供(平成28年3月より実施予定)

緩和

## 改 正 後

### 【職業安定法】

○ 民間の職業紹介事業者とは異なる位置づけ・公的な主体として無料職業紹介を実施できる。

- ① **届出の廃止(通知のみ)**
- ② その他各種規制の**見直し**
  - a) **廃止(※)**
  - b) **廃止(※)**
  - c) **廃止(※)**
  - d) **廃止**
  - e) **廃止**
  - f) **廃止**
  - g) 名義貸しの禁止
  - h) 性別等による差別的取扱の禁止
  - i) 労働条件等の明示
  - J) 個人情報の適正管理
  - k) 適格紹介
  - l) 労働争議への不介入
  - m) 取扱職種の範囲等の明示
  - n) 守秘義務

※ 地方公共団体の行う無料職業紹介に法令上の問題が生じた際には、地方自治法に基づく是正の要求等の国の関与で対応。

法定化

- 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供する。

# 施行通知の概要（職業安定法関係）（その1）

（平成28年8月19日付け職発0819第2号）

- 1 特定地方公共団体（無料の職業紹介事業を行う地方公共団体）が無料の職業紹介事業を行う場合の厚生労働大臣への届出義務は廃止されて通知義務となるが、当該事業を開始した後に通知することも認められる。
- 2 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができない恐れがあると認めるときは、求人又は求職の情報提供を停止することができることとしており、具体的には、求人情報及び求職情報のオンライン提供に係る利用規約に違反する場合等が該当する。
- 3 厚生労働大臣が職業安定法に基づき特定地方公共団体に対する行政指導等を行うことはないが、必要に応じ、地方自治法第245条の4に基づく資料の提出の要求、同法第245条の5の規定に基づく是正の要求等を行うこととなる。
- 4 特定地方公共団体は、「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取り扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号）」の規定内容について適切に対応していただくようお願いしたい。
  - ※ 適切な対応を求める事項
    - ・ 均等待遇に関するもの
    - ・ 労働条件等の明示及び募集内容の的確な表示に関するもの
    - ・ 求職者等の個人情報取り扱いに関するもの
    - ・ 職業紹介事業者の責務に関するもの 等
- 5 特定地方公共団体は、次の事項についても十分に留意するようお願いしたい。
  - ・ 苦情処理に関すること
  - ・ 個人情報（求人者の担当者の個人情報等求職者以外の個人情報を含む）の取扱いに関すること
  - ・ 他の職業紹介機関を利用しないことを条件として職業紹介サービスを行ってはならないこと
  - ・ 職業紹介事業に関する広告を行う場合、職業紹介所であることを明記すること
  - ・ 外部会場を利用した就職面接会等での無料の職業紹介の実施を認めるが、少なくとも一つの事業所は有していなければならないこと 等

# 施行通知の概要（職業安定法関係）（その2）

（平成28年8月19日付け職発0819第2号）

- 6 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）」は特定地方公共団体も対象であることに留意をお願いしたい。
- 7 公共職業安定所による特定地方公共団体への協力等として、特定地方公共団体の希望等に応じて、
  - ① 職業紹介事業に係る研修資料の提供、研修への講師派遣、人事交流への協力等の支援を行うこと
  - ② 特定地方公共団体が自ら受理した求人について、公共職業安定所において提供を受け、当該求人者に連絡をした上で、求人を受理し、ともに充足に努めること
- 8 特定地方公共団体が無料の職業紹介を実施する施設において、雇用保険法第15条の規定による雇用保険の失業の認定に係る業務、雇用保険受給資格者に公共職業訓練等の受講を指示する業務、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第12条の規定による職業訓練の受講支援に係る業務、各種雇用関係助成金の支給等に係る手続の実施を希望する場合には、管轄労働局として対応の在り方を個別に検討し、調整するため、管轄労働局に連絡をお願いしたい。
- 9 特定地方公共団体は職業紹介責任者講習会の受講義務はないが、積極的なご活用をお願いしたい。
- 10 地方公共団体が民間の職業紹介事業者等に職業紹介事業の実施を委託するときは、民間職業紹介事業者に係る職業安定法上の各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となる。  
また、指定管理者制度により特定地方公共団体が職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う施設の管理を指定管理者に行わせる場合、当該職業紹介事業者には職業安定法上の各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となる。
- 11 特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業（職業紹介の全部又は一部を民間職業紹介事業者等に委託して実施する場合を除く。）については、公共職業安定所の愛称である「ハローワーク」の文言を名称に用いても差し支えないが、その場合には必ず、公共職業安定所と誤認されない名称（「〇〇県版ハローワーク」等）となるようお願いしたい。
- 12 特定地方公共団体においても、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく資料の提出の要求として、職業紹介事業報告書の提出をお願いしたい。

# 雇用対策法の改正について

国と地方公共団体が連携して雇用対策を講じるための「雇用対策協定」、国と地方公共団体が一体となってサービスを提供する一体的実施により、国と地方公共団体の連携を強化する。首長が職業の安定に必要な措置を国に要請できる仕組みも定める。

## 現 行

### 【雇用対策法】

- 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。
- 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

連携策  
の  
具体化

## 改 正 後

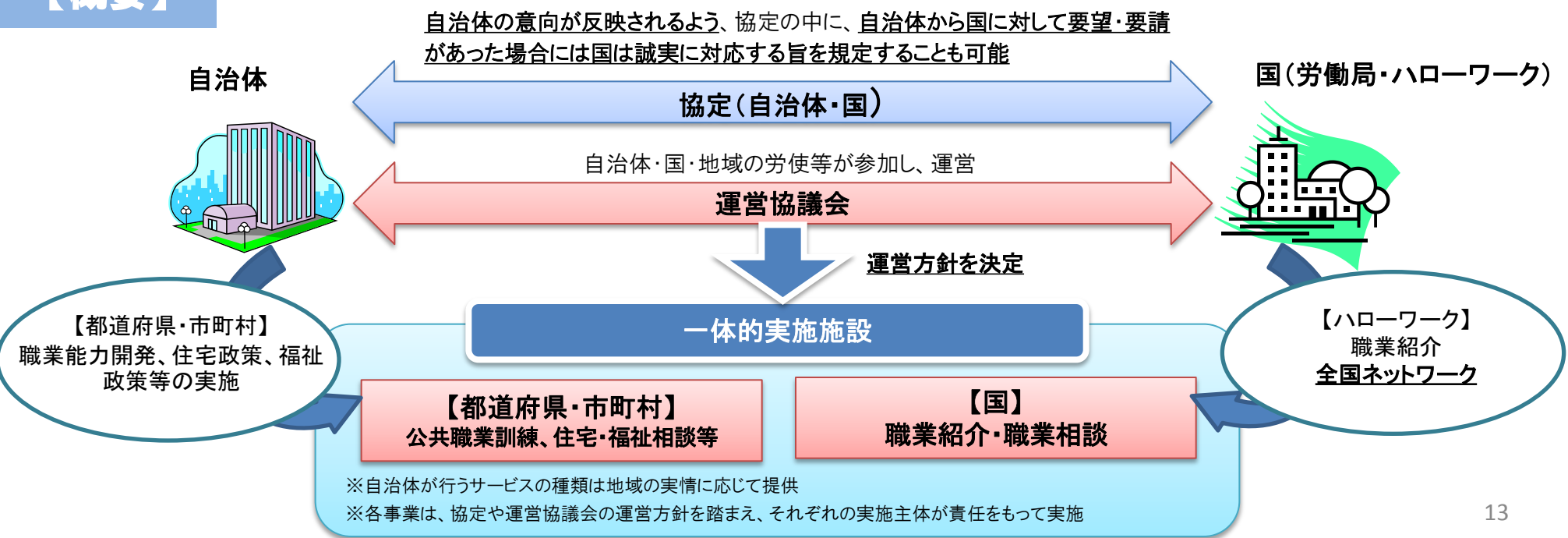
### 【雇用対策法】

- 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する。
- 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
  - ・ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
  - ・ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

# 一体的実施事業について

- 希望する自治体において、国(ハローワーク)が行う無料職業紹介等と自治体が行う相談業務等を一体的に実施。
- 一体的実施は、
  - ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと
  - ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が可能な事業。
- 平成27年度末時点で、159自治体(33道府県126市区町)で実施中。  
うち生活保護受給者等を主な対象とする取組は96自治体。

## 【概要】

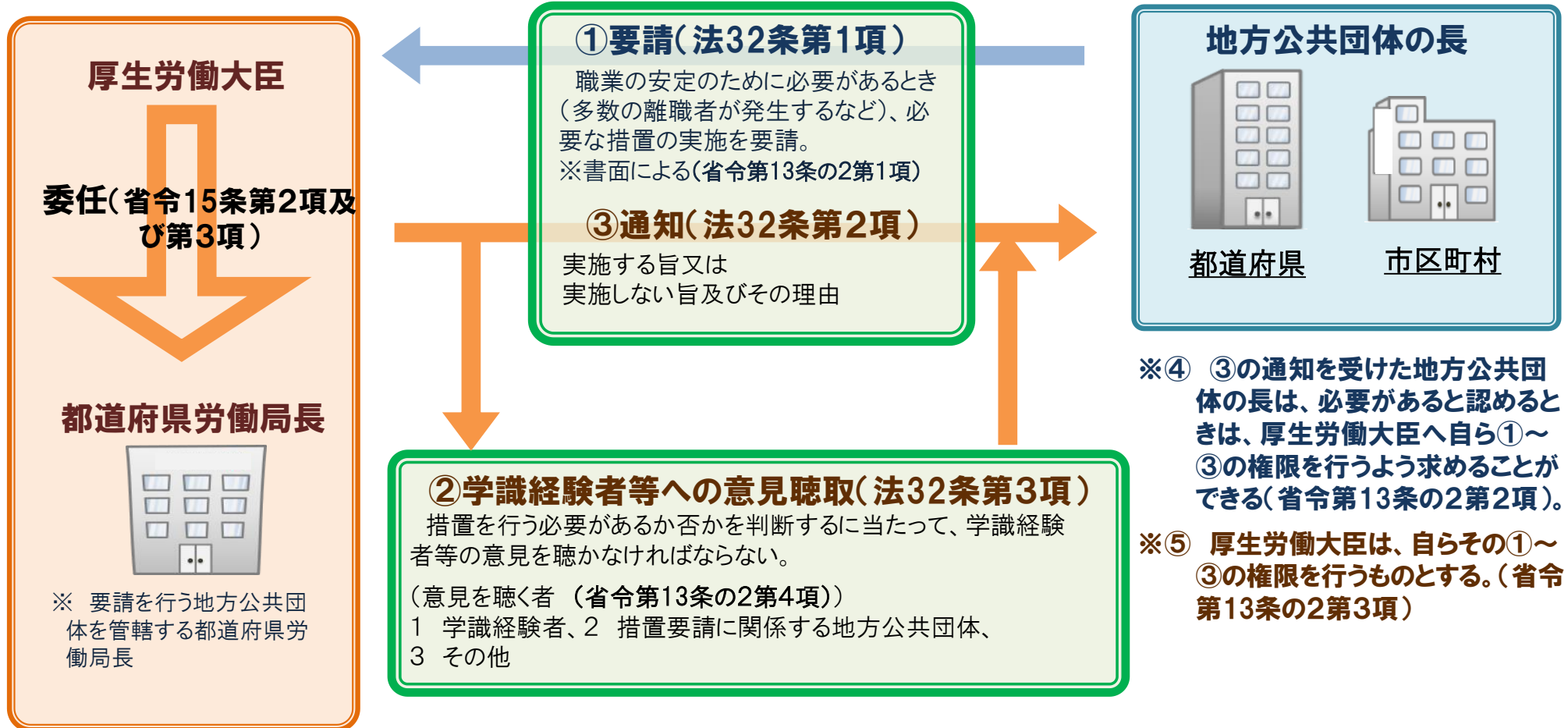




# 雇用対策法に基づく地方公共団体から国への要請

## 第6次地方分権一括法の一部施行（平成28年8月20日施行）

雇用対策法の一部改正を含む第6次地方分権一括法（平成28年法律第47号）により、国と地方公共団体の連携を強化するため、地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請することができることとされた（法第32条第1項）。



雇用対策協定に基づき要請がなされた場合は、その内容が法令又は予算に違反する場合その他の要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。（省令第13条の3第2項）

# 施行通知の概要（雇用対策法関係）

（平成28年8月19日付け職発0819第4号）

- 1 改正雇用対策法施行前に各都道府県労働局長と地方公共団体の長との間で締結された雇用対策協定を改正雇用対策法に基づく協定とみなすものとする
- 2 公共職業安定所の業務に関する事項以外に都道府県労働局の管轄する業務に係る事項が盛り込まれた協定や、既に締結されている雇用対策協定であって、国の締結者が都道府県労働局長以外の者である協定について、改正雇用対策法に基づく協定に準じた取扱いとすること
- 3 雇用対策法第32条に規定する地方公共団体からの国に対する要請（以下「措置要請」という。）については、次のとおりとする  
  - (1) 措置要請の対象となる「労働者の職業の安定に関し必要な措置」は、広く労働局又は公共職業安定所の実施する雇用対策を含むものであるとともに、当該地方公共団体を管轄する労働局長の管轄区域内で実施されるものに限定されるものではないものとする
  - (2) 措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たり学識経験者等の意見を聴くときは、原則として地方労働審議会において意見を聴くこと、その際、要請を行った地方公共団体の長等は地方労働審議会の場でヒアリング等を通じて意見を聴くことについて、要請地方公共団体の長の意見を聴くこととする
  - (3) 地方公共団体が措置要請に係る措置を厚生労働大臣が自ら行うよう求めたときの学識経験者等の意見を聴くときは、労働政策審議会において意見を聴くことについて、要請地方公共団体の長の意見を聴くこととする
  - (4) 都道府県労働局の既存の予算又は人員等で直ちに対応可能であるもの等については、必ずしも措置要請を行う必要はないものとする

# 第6次地方分権一括法(職業安定法及び雇用対策法部分)のよくある質問



# 主な質問への回答①

質問	回答
<b>趣旨・目的</b>	
Q1: 第6次地方分権一括法(職業安定法と雇用対策法部分)が8月20日に施行されましたが、どのような改正が盛り込まれているのですか。	改正は大きく2つに分かれます。一つは、「地方版ハローワーク」の創設など、地方公共団体が自ら無料職業紹介を行う環境を整備する改正(職業安定法)。もう一つは、国と地方公共団体の連携を抜本的に強化する改正(雇用対策法)です。
<b>職業安定法</b>	
Q2: 地方版ハローワークを創設できることになったとのことですが、具体的な中身を教えてください。	職業紹介は、国のハローワークだけでなく、これまでも地方公共団体や民間職業紹介事業者が行っています。このうち、 <u>地方公共団体の無料職業紹介について、実施されやすい環境を整備するのが、今回の改正の内容</u> です。 具体的には、①これまで届出制であったものを、通知でもいいとしたこと(職業紹介を自由に始められるようにしたこと)、②事業停止命令等の国の監督を廃止したこと、などがあります。 <u>この環境下で行う地方公共団体の無料職業紹介を「地方版ハローワーク」と呼んでいます</u> (※法律では、無料職業紹介を行う地方公共団体を「特定地方公共団体」と呼んでいます)。
Q3: 今回の法改正により、具体的にどのような変化が起こるのでしょうか。	地方公共団体は、無料職業紹介事業を実施しやすい環境の中で、 <u>創意工夫を活かした無料職業紹介を実施しやすくなります</u> 。 地域の重点課題となっている問題に対する職業紹介などが実施されることが想定され、そのことにより、地域住民に対するサービスの質が向上していくものだと考えています。例えば、移住支援、福祉サービス、産業振興施策等と一体となった職業紹介などが想定されます。 【別添参照】

# 主な質問への回答②

質問	回答
Q4: 地方公共団体が自ら無料職業紹介事業を実施する場合は、すべて「地方版ハローワーク」を名乗る必要がありますか。	<p>「<u>地方版ハローワーク</u>」を名乗るかどうかは、<u>地方公共団体の判断</u>になりますので、<u>独自の名称を使用していただいても差し支えありません</u>。</p> <p>なお、「ハローワーク」という名称を使用する場合は、「〇〇県版ハローワーク」、「〇〇市立ハローワーク」等とし、「ハローワーク〇〇」のように、ハローワークの文言の後ろに地域名を用いることは国のハローワーク施設と誤認させるおそれがありますので、お控えください。</p>
Q5: これまで職業安定法第33条の4の規定に基づき、無料職業紹介事業を実施していた地方公共団体の取扱はどうなりますか。	<p>第6次地方分権一括法附則第3条第1項において、改正前の職業安定法第33条の4第1項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っている地方公共団体については、施行の日に、改正後の職業安定法第29条第2項の規定による通知をしたものとみなす旨を規定しています。</p> <p>そのため、<u>新たに厚生労働大臣に通知する必要はありません</u>。</p>
Q6: 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)や施行通知に、地方版ハローワークでの雇用保険業務等の実施が記載されていますが、地方版ハローワークでは必ず雇用保険業務等を実施する必要がありますか。	<p>地方版ハローワークのスペースを借りて国の職員が雇用保険業務等を実施することを希望するか否かは、<u>地方公共団体の判断</u>となります。そのため、必ずしも雇用保険業務等の実施を希望する必要はありません。</p> <p>実施を希望する場合は、利用者のニーズの見込みを踏まえ、労働局と個別に調整することになりますので、<u>都道府県労働局にご相談をお願いします</u>。</p>
Q7: 一体的実施事業を実施しているところは、すべて地方版ハローワークに移行する必要がありますか。	<p>一体的実施事業を選択するか、地方版ハローワークを新たに開始するかは、地方公共団体の自治事務であるため、それぞれの<u>地方公共団体の判断</u>によります。</p> <p>ただし、地方版ハローワークに移行する場合は、ハローワーク機能と地方版ハローワークの機能が重複しないよう調整する必要があることから、<u>事前に都道府県労働局にご相談していただきますようお願いいたします</u>。</p>

# 主な質問への回答③

質問	回答
<p>Q8:これまで民間の職業紹介事業者に委託をして、無料職業紹介を行っていましたが、今後は実施できなくなるのですか。</p> <p>また、委託していても、「ハローワーク」の名称を使うことはできますか。</p>	<p>これまでどおり、地方公共団体が民間の職業紹介事業に<u>委託して、無料職業紹介を行うことはできます。</u></p> <p>ただし、その場合、各種の規制・監督の対象外となる地方版ハローワーク(特定地方公共団体)ではなく、<u>実施主体は民間の職業紹介事業者</u>となりますので、職業安定法上の<u>各種の規制・監督の対象</u>となります。</p> <p>また、無料職業紹介業務の全部又は一部を委託しているときは、「ハローワーク」の名称を使うことはできません。ただし、地方公共団体が自ら無料職業紹介事業の全部を行っているブースには「〇〇県版ハローワーク」、「〇〇市立ハローワーク」等と名称を使うことはできます。</p> <p>(注) 公共職業安定所の愛称として使用している「ハローワーク〇〇」のように、ハローワークの文言の後に地域名を用いることは国のハローワーク施設と誤認させるおそれがありますので、お控えください。</p>
<p>Q9:指定管理者制度は対象となりますか。</p>	<p>指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設を管理させる制度であり、公の施設内において職業紹介事業が実施されている場合に、<u>当該公の施設の管理を指定管理者に委託することは否定されないもの</u>と考えられます。</p> <p>ただし、その場合においても、職業紹介事業を当該地方公共団体以外の民間事業者に行わせる場合については、民間の職業紹介事業者に対する規制が適用され、<u>各種の規制・監督の対象から外れる特定地方公共団体とはなりません。</u></p>
<p>Q10:ハローワークの求人・求職情報の提供やハローワーク職員による研修など、地方版ハローワークへの支援は何かありますか。</p>	<p>ハローワークの求人情報や求職情報のオンライン提供については、既に取り組を開始していますので、ご関心がある場合は、<u>都道府県労働局にご相談をお願いします。</u></p> <p>また、研修については、ご希望に応じてオーダーメイド型の研修が可能ですので、<u>都道府県労働局にご相談をお願いします。</u></p> <p>(実施例)職業紹介の基本業務、公正な採用選考、オンライン提供の活用方法など</p>

# 主な質問への回答④

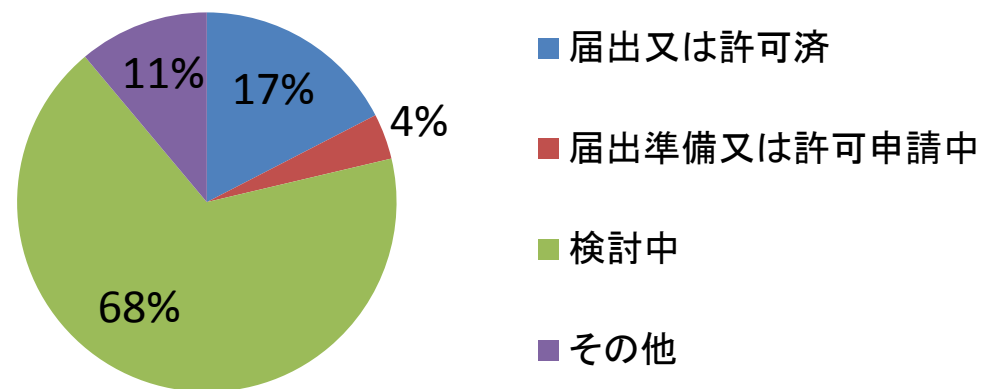
質問	回答
<b>雇用対策法</b>  Q11: 地方公共団体の長から労働局長への要請は、すべてこの法令に基づく要請とする必要があるのでしょうか。	<p>雇用対策協定の締結等に当たって連携して取り組む対策に関する協議や、一体的実施施設の運用改善等のための協議等により、対応策を検討いただいた結果、<u>都道府県労働局の既存の予算又は人員等で直ちに対応可能であるもの等、これまで各地方公共団体と労働局で日常的な会議や打ち合わせ等で協議していた事案のすべてについて、法令に基づく手続き(書面による要求)としなければならないものではありません。</u></p>
Q12: すべての地方公共団体が雇用対策協定を締結する必要があるのでしょうか。	<p>雇用対策協定を締結するかは、<u>地方公共団体の判断</u>となります。 雇用対策協定は、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 地域の雇用問題のうち、地方公共団体と連携・協力して重点的に取り組む課題及び達成すべき目標について明確にし、共通認識を持てること、</li><li>② ①の課題及び目標に対し、国と地方公共団体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確にし、国と地方公共団体の対策を一体的に実施することができること、</li><li>③ 雇用対策協定で定めた事項の達成のために国と地方公共団体間で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みを作り実務的な連携を強化することができること、</li></ol> <p>などのメリットがあるため、是非締結の検討をお願いしたいと考えています。</p>
Q13: 既に雇用対策協定を締結している場合、新たに協定を締結する必要があるのでしょうか。	<p>施行通知において、施行前に締結された雇用対策協定については、改正後の雇用対策法に基づく協定とみなすものとしますので、<u>新たに協定を締結する必要はありません。</u></p>

# 主な質問への回答⑤

質問	回答
Q14: 一体的実施事業の協定と雇用対策協定の違いを教えてください。	<p><u>一体的実施事業の協定は、「施設」に関する協定</u>であり、施設における国と地方公共団体の業務内容・費用負担・協議方法・目標などを定めているものです。</p> <p>一方、<u>雇用対策協定は、一施設の取組内容に留まらず</u>、その地域の課題や目指すべき方向性を定めるとともに、それに向かって実施する国と地方公共団体の施策を<u>総合的に定める</u>ものです。</p>

## (参考) 自立相談支援事業における無料職業紹介事業の取組状況

- 901の福祉事務所設置自治体のうち、自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施を「検討中」の自治体は約7割。



(n=901(福祉事務所設置自治体))

(出典)平成28年度事業実施状況調査(生活困窮者自立支援室調べ)

(参考) 無料職業紹介の実施体制を整備した事例 (青森県弘前市)

- 今年8月より、弘前市健康福祉部内の部署である「就労自立支援室」と、市社会福祉協議会が市の委託を受けて行う自立相談支援機関の窓口を、弘前駅近くの商業施設内に移転させ、「ひろさき仕事・生活応援センター」として開設。暮らし、仕事、家族についての総合的な窓口となるとともに、何らかの事情を抱えて働きたくても働けない人を対象にした就労支援に市全体で取り組むこととしている。
- これに伴い、弘前市が無料職業紹介の届出を実施。これにより、協力企業の開拓を行いつつ、相談者に対して職業のあっせんを行うことが可能となった。



# 鳥取県 北栄町 ～風車とコナンのまち～

人口	1.4万人
面積	57km <sup>2</sup>
保護率	0.51%



参考

## 基本データ

自立相談支援機関：直営

- 任意事業は就労準備（NPO法人へ委託）、家計相談（社協へ委託）、子どもの学習支援（学習塾へ委託）

平成27年度支援実績（人口10万人・1ヶ月当たり）

- 新規相談 22.3件
- プラン作成率 74%

実績数値からみた支援の特徴：

- 新規相談件数が多く、プラン作成率も高い
- プランでは、自立相談支援機関の就労支援の利用比率が高い

## ポイント①：直営の良さを発揮

- ◆ 生活困窮者支援の枠にとどまらずまちづくりまで見据えた施策としていくために、直営方式を選択。
- ◆ 所管課が生活保護・障害者施策・要保護児童・民生児童委員等を担当しており、経験豊富な職員の相互連携が容易。業務上関わりのある既存の社会資源へのアプローチもしやすい。
- ◆ 副町長をトップとする庁内連絡会の中で具体的な連携を図っている。
  - ・ 庁内担当各課が持つ困窮者対策の横断的な情報共有の場を設置
  - ・ 個人情報提供の同意書を定め、スムーズに所管課への連携ができる仕掛けづくり

## ポイント②：農福連携による出口づくり

- ◆ 既存の社会資源と連携し、スピーディに支援の枠組みを構築。
  - ・ H27春：無料職業紹介事業の登録を行い、商工会や農作業人材紹介センターと連携して職業紹介できる体制を構築。
  - 障害福祉サービス事業所である社福法人からの申出を受け、就労訓練事業の検討開始。
  - ・ H27秋：県と連携した独自のモデル事業（補助事業）を補正予算計上。
  - ・ H27末：農作業をメインにした雇用型（最賃）
  - ・ 定員5名で県内初の認定。あっせんした4名が採用され、現金収入を得て自活。
- ◆ 農業のみならず、介護・子育てや独居高齢者の買物支援などの地域課題解決とも連携していく考

## 2. 雇用保険の適用拡大関係



# 雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成28年3月29日成立）

- 現下の雇用情勢等を踏まえ、失業等給付に係る保険料率を引き下げるとともに、労働者の離職の防止や再就職の促進を図るため、育児休業・介護休業の制度の見直しや雇用保険の就職促進給付の拡充等を行う。
- さらに、高齢者の雇用を一層推進するため、65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とするほか、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を図る等の措置を講ずる。

## 1. 失業等給付に係る保険料率の見直し（労働保険徴収法関係）

雇用保険の財政状況等を勘案し、失業等給付に係る雇用保険料率を引き下げる。〔現行1.0%→0.8%〕【平成28年4月施行】

## 2. 育児休業・介護休業等に係る制度の見直し（育児・介護休業法、雇用保険法関係）

- (1) 多様な家族形態・雇用形態に対応するため、①育児休業の対象となる子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間にある子等）、②育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行う。【平成29年1月施行】
- (2) 介護離職の防止に向け、①介護休業の分割取得（3回まで、計93日）、②所定外労働の免除制度の創設、③介護休暇の半日単位取得、④介護休業給付の給付率の引上げ〔賃金の40%→67%〕等を行う。【平成29年1月施行（ただし、④は平成28年8月）】

## 3. 高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備（雇用保険法、労働保険徴収法、高齢者雇用安定法関係）

- (1) 65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とする。【平成29年1月施行】（ただし、保険料徴収は平成31年度分まで免除）
- (2) シルバー人材センターにおける業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。【平成28年4月施行】

## 4. その他（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法、雇用保険法）

- (1) 妊娠した労働者等の就業環境の整備  
妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける。【平成29年1月施行】
- (2) 雇用保険の就職促進給付の拡充【平成29年1月施行】
  - ・ 失業等給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率を引き上げる。  
〔支給日数：1/3以上を残した場合 残日数の50%→60%    2/3以上を残した場合 残日数の60%→70%〕
  - ・ 「求職活動支援費」として、求職活動に伴う費用（例：就職面接のための子の一時預かり費用）について新たに給付の対象とする。

# 雇用保険の適用拡大(雇用保険法、徴収法関係)

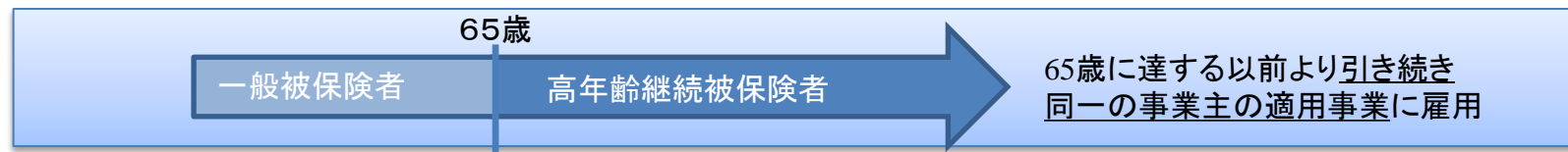
## 改正の趣旨

生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険を適用する。

- ・ (役員を除く) 65歳以上の雇用者数 : H14 153万人 → H26 320万人
- ・ 65歳以上の新規求職申込件数 : H2 84,204件 → H26 431,023件 (就職件数 : H2 9,011件 → H26 74,746件)

## 現行の内容

- 65歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外
- 同一の事業主の適用事業に65歳以前から引き続いて雇用されている者(高年齢継続被保険者)のみ、適用となり、離職して求職活動をする場合に高年齢求職者給付金(賃金の50~80%の最大50日分)が1度だけ支給
- 64歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除



## 改正の内容【平成29年1月1日施行】

- **65歳以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には、その都度、高年齢求職者給付金を支給** (支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可。)
- さらに、**介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者も対象とする**
- **雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収し、平成31年度分までの経過措置を設ける。**
  - ※ 別途、事業主が高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入。

## 雇用保険の適用拡大（高年齢求職者給付金関係）

- 平成29年1月1日以降、65歳以上で新たに雇用された労働者（※1）についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）される。
- 給付金を受けるには、離職後住居地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定（※2）を受ける必要がある。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額が支給（※3）がされる。

（※1）平成29年1月1日以降に新たに雇用された場合だけでなく、平成28年12月末までに65歳以上で新たに雇用された労働者についても、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあれば、原則として雇用保険の対象になる。また、「高年齢継続被保険者」（65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者）となっており、平成29年1月1日以降も継続的に雇用される場合も高年齢被保険者となる。

（※2）受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 離職していること
- ・ 積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること
- ・ 離職前1年間（病気やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることができる）に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上あること。

（※3）被保険者であった期間が1年以上の場合：基本手当日額の50日分 } が一時金として支給  
被保険者であった期間が1年未満の場合：基本手当日額の30日分 }  
・ 基本手当日額は、離職前6か月の賃金総額を180で割った額のおよそ50%～80%  
（上限6,370円（平成29年7月31日までの額））

### 3. 生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置の創設（平成28年度第二次補正予算案）関係

# 生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置の新設

## 1 趣旨

生活保護受給者等の多くは、傷病、精神疾患や家庭の事情等様々な阻害要因を複合的に抱えており、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、雇入れ事業主の雇入れ時の経費負担軽減を行うことにより、これらの者の就職を促進する。

## 2 内容

### (1) 対象事業主

生活保護受給者等(地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者)を、公共職業安定所や特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

### (2) 助成対象期間

1年

### (3) 支給金額

短時間労働者以外の者	:	30万円(25万円) <sup>※1</sup> × 2 <sup>※2</sup>	※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額
短時間労働者	:	20万円(15万円) × 2	※2 6か月ごとに2回支給

※ 当該助成措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。